

資料1

平成28年12月22日

東京都教育施策大綱（案）

～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～

平成28年12月

目 次

第1章 東京の将来像と目指すべき子供たちの姿

1	誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会の実現 …	2
2	グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間 ……………	2
3	共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす 自立した人間 ……………	3

第2章 今後の教育施策における重要事項

1	重要事項の意義 ……………	6
2	重要事項の今日的状況	
(1)	全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現 ……………	6
(2)	新しい価値を創造する力を育む教育の推進 ……………	6
(3)	世界で活躍できる人材の育成 ……………	6
(4)	社会的自立に必要な力を育む教育の推進 ……………	7
(5)	悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実 ……………	7
(6)	障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現 ……	8
(7)	オリンピック・パラリンピック教育の推進 ……………	8
(8)	子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化 ……………	8

第3章 重要事項に係る今後の取組

重要事項Ⅰ	全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現 ……	10
重要事項Ⅱ	新しい価値を創造する力を育む教育の推進 ……………	11
重要事項Ⅲ	世界で活躍できる人材の育成 ……………	12
重要事項Ⅳ	社会的自立に必要な力を育む教育の推進 ……………	13
重要事項Ⅴ	悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実 …	14
重要事項Ⅵ	障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現 ……………	15
重要事項Ⅶ	オリンピック・パラリンピック教育の推進 ……………	16
重要事項Ⅷ	子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化 ……	17

第1章

東京の将来像と

目指すべき子供たちの姿

東京は世界でも有数の成熟した都市であり、これからもその豊かさを維持しながら、真に魅力的な都市として発展し続けなければならない。そのためにも、グローバル化の進展や情報技術の発展などを都市の成長へと結び付けていくことが、必須の課題である。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）では、都民一人一人が自ら主役となって世界の人々を迎え、大会を成功へと導くとともに、大会後のレガシーを次代に引き継ぎ、東京の輝く未来に向けた更なる成長を創出していくことが求められる。

こうした大きな社会の変化は、子供たちの人生にも大きな影響を及ぼすことになる。社会の変化と教育の在り方は、相互に作用し合う密接不可分のものである。子供たち一人一人に充実した幸せな人生を送るための力を身に付けさせる教育をいかに実現するか、また、これからの社会が必要とする人材を育成する教育をいかに展開するか、新しい時代にふさわしい教育の在り方が、今、問われている。社会や世界の動きを見通し、自ら人生を切り開き、東京の未来を担って激動する世界の中で活躍できる人材、東京の成長を支えるイノベーションを生み出す人材を育成する質の高い教育を実現していくことが重要である。

教育は未来への投資である。こうした観点から、これから東京がどう変わっていくのか、そして子供たちをどのような人間に育成していくべきなのか、その将来像と目指すべき子供たちの姿を以下に示す。

1 誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会の実現

我が国の貧困率は16.1%まで上昇してきており、子供の貧困率も16.3%となっている。これは、国際的にみても高い割合である。家庭の経済事情は子供の進学や学力等にも少なからず影響を及ぼしており、「貧困の連鎖」という問題も指摘されている。家庭の経済状況に左右されることなく、全ての子供が将来への希望を抱いて、その力を伸ばせる教育の仕組みを整えることが求められる。

また、一人一人の子供たちの学習状況に応じたきめ細かな教育により、その持てる能力を最大限に伸ばし、生きる基盤となる力を子供たちが確実に身に付けることが必要である。さらに、不登校や中途退学についても将来的に不安定な雇用にもつながりかねず、子供たちの社会的自立を支える取組の充実を図ることが重要である。こうした取組により、全ての子供の学びを支えるセーフティネットを構築していかなければならない。

2 グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間

グローバル化は、経済、学術、文化等、様々な分野で進展し、社会や個人の価値観が多様化するとともに、人や物、情報が国境を越えて行き交う競争の時代をもたらしている。さらに、東京2020大会の開催を契機にその流れは一層加速し、東京では外国人との交流の機会が飛躍的に増大するなど、グローバリゼーションの日常化、多様化が進展することが

予想される。

こうした時代においては、世界中の人々とコミュニケーションを取ることができる能力や柔軟な思考に基づいた新たな価値を創造する能力を持ち、その力を生涯にわたり発揮する人材が、どの分野でも広範に求められることになる。

そのためには、誰もが英語をはじめとする語学力を身に付けることはもちろんのこと、日本人としてのアイデンティティを持ち、豊かな国際感覚や多様性を受け入れる資質、持続可能な社会づくりを目指す態度・能力を身に付けることが不可欠である。

さらに、全ての学習の基盤となる言語能力の向上を図り、未知なることを探究し新たな創造につなげる力や、自らの考えを論理的に主張する力など、一人一人の子供たちの強みとなる力を伸ばしていくことが重要である。

3 共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間

これからの社会にあって、子供たちが、遭遇する課題や悩みにしっかりと向き合い、能動的に社会を生き抜いていく力を身に付けるとともに、自分の良さを肯定的に認める感情である自己肯定感を高めることが必要である。

その上で、多様性を理解、尊重し、他者とともに新たな社会を築くという意識を持ち、そのために自分が何をするかを考えることができる、社会に貢献する自立した人間を育成することが大切である。

我が国には、礼節を重んじ、互いに助け合って生活する国民性、美徳がある。道徳教育などを通じて、このよき日本の伝統を子供たちに引き継いでいくとともに、他者への思いやり、掛け替えのない生命を大切にする気持ちを、一人一人の子供に確実に育んでいくことが必要である。

また、子供たちを人間として調和の取れた大人に育成していく上では、学校だけでなく家庭、地域が果たす役割は大きく、それぞれが互いに連携し、社会全体で子供たちの教育を推進することが重要である。

第2章

今後の教育施策における重要事項

1 重要事項の意義

本大綱では、前章で示した東京の将来像や目指すべき子供たちの姿等を踏まえ、①全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現、②新しい価値を創造する力を育む教育の推進、③世界で活躍できる人材の育成、④社会的自立に必要な力を育む教育の推進、⑤悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実、⑥障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現、⑦オリンピック・パラリンピック教育の推進、⑧子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化の8事項を、特に重要で優先的に取り組む事項として定めることとした。

なお、これらの8事項は一つ一つが独立したものではなく、相互に密接な関連を有していることから、教育施策として一体的に展開させる必要がある。

2 重要事項の今日的状況

(1) 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現

今や我が国では、6人に1人の子供が貧困の状況にある。家庭の経済事情が、子供たちの進学や卒業後の就業、所得に影響を与えているといった調査報告も出されている。子供たちが家庭の状況に左右されることなく学び続け、希望の進路を目指す学力を身に付けることができる環境をつくるのがますます必要となっている。

一方、東京都の子供たちの学力は、「全国学力・学習状況調査」の結果によれば、小・中学生ともに全国47都道府県中で上位3割以内に位置しているが、学力上位県と比較して成績下位層の割合が多いなど、個々の学力の定着状況には依然として大きな差があり、基礎学力向上の更なる取組が必要である。

(2) 新しい価値を創造する力を育む教育の推進

グローバル化の進展や人工知能(AI)等の飛躍的な進化など、加速度的に変化する社会にあって、子供たちに全ての学習の基盤となる言語能力を育むとともに、習得した知識・技能を活用して、新たな価値を生み出す創造的・論理的思考力、物事の真理や意味等を追究する探究力を育成することが重要である。また、持続可能な社会づくりを目指す態度・能力や、科学技術立国日本を支える科学的探究能力、情報活用能力を育成することも大切である。

そのためには、自ら多様な人々と協働して問題を発見し解決策を見いだしていく、主体的・対話的で深い学びを推進するとともに、外部機関や専門人材を積極的に活用するなど、従来の枠を超えた取組が必要である。

(3) 世界で活躍できる人材の育成

経済・産業・文化などあらゆる分野で国際化が進展している今、多様な人々との共存や国際協力は更に重要性を増してきている。また、東京2020大会に向け、国内のグローバル化はますます顕著となり、日常的に外国人とのコミュニケーションを図る機会が増えている。

こうした中で、グローバル社会に必要な力を子供たちが身に付けるためには、世界で通用する実践的な英語等の語学力を育成するとともに、日本人としての自覚と誇りを涵養し、豊かな国際感覚を醸成することが大事である。こうした資質・能力に加えて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、相手の意図・考えを的確に理解した上で、論理的に説明したり、反論・説得したりできる能力を育成し、競争や変化が激しいグローバル社会においても、たくましく生き抜いていく力を子供たちが身に付けていくことが重要である。

(4) 社会的自立に必要な力を育む教育の推進

礼節を重んじ、他者を思いやって互いに助け合う国民性や日本人の行動規範は、海外からも高く評価されている。その背景には、学校での道德教育をはじめ、家庭や地域で社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を子供たちに引き継いできたことがある。

今後も、日本人のよき行動規範を子供たちに確実に伝え守り続けるとともに、人権尊重の精神の涵養を図り、人としての生き方を子供たち自身が考え、互いに議論し、行動しながら身に付けることが大切である。こうした取組が、よき社会人をつくり、共に助け合う社会の実現へとつながっていく。

また、子供たちの豊かな心や自立心を育むためには、それを支える健やかな体を育成することも重要である。

一方、金融・経済や年金・医療・介護・子育てなど、子供たちが将来直面する課題について正しい知識を学び、これらを総合的、体系的に活用する力を身に付けさせる教育や、災害等の発生時に自らの身を守り他者や社会の安全に貢献できる力を育む教育を充実させていくことも大切である。

これらの取組については、子供たちに学ぶことの意味を理解させ社会とのつながりを自覚させるためにも、学校と家庭、地域、企業等が連携し、一体となった教育を推進していくことが必要である。

(5) 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実

東京都は、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定し、これに基づき教育委員会が「いじめ総合対策」を策定し、取組を進めている。しかしながら、いじめに関する様々な問題は、依然として後を絶たない状況にある。

いじめや暴力行為、自殺等には、子供たちの心の問題や人間関係、家庭状況など様々な要因がある。保護者との連携を緊密に図るとともに、学校だけではなく社会全体でその要因を受け止め、子供たちの心のケアや立ち直りを支援する取組を推進していくことが必要である。

また、東京都の公立小・中学校の不登校者数は、平成25年度から増加に転じている。さらに、都立高校における中途退学者は、減少傾向にあるものの、定時制課程や専門高校などでは依然として高い割合にある。

不登校・中途退学は、就労など子供たちの将来の雇用問題につながるおそれがあるなど、教育上の視点だけでなく、社会経済的視点からも看過できない問題である。基礎学力の着実な定着といった取組はもちろんのこと、福祉や労働の視点も含めた、子供たちの状況に寄り添った総合的な対策が必要である。

(6) 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現

現在、知的障害特別支援学校では在籍者数が年々増加しており、受入体制の整備が求められる。また、特別支援学校高等部においては、一人でも多くの子供たちの社会的自立のために、就労支援を一層充実させていくことが必要である。

さらに、小・中学校の通常の学級では、発達障害のために特別な支援を受けている子供たちが増加傾向にあり、こうした子供たちに対する、よりきめ細かな取組とともに高校における支援の必要性も高まっている。

全ての子供たちが、障害の状態にかかわらず、一人一人の持てる力を最大限に伸ばし、主体的、積極的に社会参加できるような取組が必要である。

(7) オリンピック・パラリンピック教育の推進

東京 2020 大会は、全ての子供たちがオリンピック・パラリンピックに様々な形で関わることにより、自己肯定感や積極性を高めるとともに、体力の向上、国際理解の深化など、子供たち一人一人の心と体に人生の糧となる掛け替えのないレガシーを形成する絶好の機会である。

また、大会に向け、ボランティア・マインドを育むとともに障害者理解の促進を図り、多様性を尊重する態度を学ぶことで、障害のある人や外国人と共に生きる「心のバリアフリー」を浸透させることが重要である。

(8) 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

学校の抱える課題が複雑化・多様化する中、子供たちに学ぶことの意味を実感させるための体験的な学習や社会的な活動の充実等、学校内の授業にとどまらない、様々な人々との関わり合いにより個々の資質や能力を育む教育活動の必要性が高まっている。こうした教育を充実させるためには、教員の指導力の向上とともに、専門家の積極的な活用、家庭・地域との連携・協働や学校運営体制の整備による学校の組織力の強化が必要である。

また、子供の安全・安心の確保とともに、災害発生時に学校が地域の避難所になることなども踏まえ、学校の施設・設備の充実も、併せて進めていく必要がある。

第3章

重要事項に係る今後の取組

重要事項Ⅰ 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現

方針1 誰もが安心して学び、持てる可能性を最大限伸ばすことができるよう、都独自の給付型奨学金制度を創設します

方針2 全ての子供たちに基礎・基本を確実に習得させる取組を推進します

- 習熟度別指導等により、反復学習や前の学年までの内容に立ち戻っての基礎・基本の学習を徹底します。
- 小・中・高校において、放課後の補習等の場における学習支援を強化し、基礎学力の定着を図る取組を推進します。

方針3 一人一人の子供に応じたきめ細かな教育を推進します

- ICTの特性を生かして学習履歴の管理や学習状況の分析等を進め、子供一人一人の課題に応じたきめ細かな指導を推進します。
- 多様な教育課題を抱える小・中学校への支援を充実させ、学力向上の取組を活性化します。

重要事項Ⅱ 新しい価値を創造する力を育む教育の推進

方針1 文・理の境を越えた総合的な価値創造力を鍛える教育を推進します

- 未知の状況にも対応できる創造的・論理的な思考力や、相手に自己の考えを確かに伝える表現力等を育成するため、言語能力を育むとともに、主体的・対話的で文・理の境を越えた深い学びを実践します。

方針2 科学的探究力を育成するための理数教育を推進します

- 小・中学校において、理科好きの子供たちの裾野を広げるために、観察、実験等を重視した理科教育を充実します。
- 特定の高校において、科学技術分野への高い理解力と柔軟な思考、豊かな創造性を持つ子供たちを育成するための高度な理数教育を行う教育プログラムを実施します。
- 特定の高校に限らず、理科への興味・関心を持つ高校生を対象に、学習意欲を高める研究活動等の機会を提供します。

方針3 持続可能な社会づくりを目指す態度・能力を育成する教育を推進します

- 持続可能な社会づくりを目指し、自然環境や地域、地球規模の諸課題について理解を深め、自分ができることを考えて具体的に行動することができる態度・能力を育成します。

方針4 情報活用能力を育成する教育を推進します

- 様々な情報を理解し、必要な情報や情報手段を選択して主体的に活用していく能力を育成する取組を推進します。

重要事項Ⅲ 世界で活躍できる人材の育成

方針1 「生きた英語」を学ぶ環境を充実します

- 指導力のある教員による小学校英語教科化の先行実施により、子供たちの英語力を身に付ける基盤となる力を早期に育成します。
- 中学校英語において、実践的な英語力を育成する効果的な少人数・習熟度別指導をより一層推進します。
- JETプログラムの活用等により、学校において授業以外でも日常的に子供たちが生きた英語に触れる場を高校に創設し、英語によるコミュニケーション能力を向上させます。
- 高校において、実践的な英語力を身に付けるためのマンツーマンのオンライン英会話学習を推進します。
- 小・中・高校の教員の英語力・指導力の向上を図る取組を推進します。
- 子供たちに海外生活や異文化を疑似体験させ、英語の楽しさや必要性を体感させる「英語村（仮称）」を開設します。

方針2 伝統と文化を重んじ日本人としての自覚と誇りを涵養^{かん}する取組を推進します

- 全ての学校において、地域の人材等を活用し、日本の伝統・文化を体験・理解する取組を充実します。
- 高校において、日本の伝統芸能を鑑賞し、理解を深める取組を充実します。

方針3 子供たちの国際感覚を醸成する取組を推進します

- 外国人との交流等を通して文化や宗教の多様性に触れ、相手の考えを尊重する態度や、自分の考えなどを的確に表現し伝え合うことのできるコミュニケーション能力を育成する取組を推進します。
- 英語以外の外国語に触れる機会を設定します。
- 高校における、姉妹校提携や外国人留学生の受入れ等を通じた国際交流を一層拡大し、子供たちの異文化理解を促し国際感覚を醸成する取組を推進します。
- 外国人留学生を対象とした、日本型教育の体験や日本文化、東京の暮らし等に触れる機会を創設します。

方針4 国際色豊かな教育環境を整備し、多様な価値観を理解し豊かな教養と世界で活躍できる語学力を備えた人材を育成する都立学校を設置します

- 語学力や豊かな国際感覚、多様な価値観を受け入れる資質を備え、国際的に活躍できる人材を育成するために、都立小中高一貫教育校を設置します。
- コミュニケーション能力や、多様な価値観を理解する態度を育成するため、英語教育や日本の伝統・文化理解教育、国際交流などに重点を置いた特色ある教育を、都立中高一貫教育校1校において実施します。
- 高い語学力や豊かな国際感覚、多様な価値観を受け入れる資質を備えるとともに、創造的・論理的思考力を有した世界に通用する人材を育成する新国際高校（仮称）を設置します。

重要事項Ⅳ 社会的自立に必要な力を育む教育の推進

方針1 人権教育を推進します

- 子供たち一人一人の人権尊重の精神の^{かん}涵養を図り、様々な偏見や差別等をなくすため、人権教育を推進します。

方針2 他者を思いやる心や日本人としての規範意識を醸成するため、道徳教育を推進します

- 日本人として、そして国際人として踏まえるべき道徳性や社会性を、子供たち自らが考え、議論し、行動しながら身に付ける道徳教育を推進します。
- 子供たちの豊かな心の育成を図るため、学校、家庭、地域が連携した道徳教育を更に充実します。

方針3 自立的で、自分らしい生き方を実現するキャリア教育を推進します

- 職業について、基礎的な知識・技能やそれらを活用する能力、仕事に向かう意欲、態度等を育む教育を充実します。
- 高校等において、政治的教養を育む主権者教育を充実します。
- 年金、医療、介護、子育てなどの社会保障制度等の今日的な課題について、小・中学校においてはその基礎を、高校においては日常生活に結び付けて解決する学習を充実します。
- 子供たちの将来に役立つ金融経済・税財政教育を充実します。

方針4 学校、家庭、地域が一体となった防災教育を推進します

- 学校、家庭、地域が連携し、子供の防災意識を向上させる取組や、合同防災キャンプの実施など地域社会の防災を担う人材を育成する効果的な取組を推進します。
- 防災に関する思考力、判断力や行動力を高め、どのような状況にあっても、災害等の発生時に自らの身を守り他者の安全に貢献できる力を確実に育む教育を推進します。

方針5 体を鍛え健康に生活する力を培う教育を推進します

- 運動を奨励し、子供たち一人一人の基礎体力の向上を図るなど、心身の健やかな成長を促す取組を推進します。
- 生涯にわたり健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む教育を推進します。
- 重要な健康課題であるがん等の疾病や性に関する正しい知識などを身に付ける健康教育を推進します。

重要事項Ⅴ 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実

方針1 学校における、いじめ、暴力行為、自殺等の防止対策を強化し徹底します

- 全ての学校において、いじめや自殺等の防止に向けた組織的な取組を更に強化し徹底するとともに、学校の相談体制の充実を図り、子供たち一人一人に寄り添った取組を推進します。
- 子供たち同士が話し合い、考え、行動するといった、いじめ、暴力行為等を防ぐ主体的な取組を促進する心の教育を充実します。

方針2 学習への弊害や陰湿ないじめの温床となるSNS等について、適正な使い方の啓発等を強化します

- 都独自のルール「SNS東京ルール」を踏まえ、学校、家庭等が一体となって、子供たちの適正なSNS利用に向けた取組を推進します。
- 子供から大人までを対象に、いじめ等に関する相談先や対処方法を知ることができる情報サイト等を設置し、活用を推進します。

方針3 不登校の子供や中途退学者等を社会全体で支援し、再チャレンジの教育環境を充実する取組を推進します

- 小・中学校において、不登校対策の充実を図るため、学校の指導體制を充実させるとともに、区市町村教育委員会の学校支援機能や不登校の子供を支援する仕組みを強化します。
- 高校において、不登校・中途退学や進路未決定卒業生への対策の充実を図るため、学校の体制を整えるとともに、中途退学者等に対する就労・再就学に向けた支援、チャレンジスクールの拡充を実施します。
- 個々の子供の状況に応じた支援を充実するため、福祉・医療・労働の関係機関との連携を強化します。

重要事項Ⅵ 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現

方針1 全ての学校で全ての子供たちが安心して学べる場を充実します

- 全ての小・中学校に順次導入される特別支援教室の円滑な運営に向けて、区市町村を支援します。
- 高校における発達障害の子供たちへの支援を強化します。
- 教員の特別支援教育に関する専門性を高めるための取組を充実します。
- 関係機関との連携により一貫性のある支援体制を整備します。
- 知的障害のある子供たちの増加傾向を踏まえ、必要な施設整備を推進します。
- 保護者との連携による障害のある子供たちの登下校の安全確保体制を構築します。

方針2 障害のある子供たちの個性や可能性を伸ばす教育を充実します

- 特別支援学校における芸術系大学等と連携した美術などの文化活動を推進します。
- 障害者スポーツを通じた交流活動の活性化を図り、スポーツ教育を推進します。
- 職能開発科の増設等により、自立と社会参加に向けた職業教育や就労支援の取組を更に充実します。

重要事項Ⅶ オリンピック・パラリンピック教育の推進

方針 全ての学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進し、子供たち一人一人の心と体に、人生の糧となる掛け替えのないレガシーを形成する取組を推進します

- 全ての学校において、「オリンピック・パラリンピックの精神」「スポーツ」「文化」「環境」の四つのテーマと四つのアクション（学ぶ、観る、する、支える）を組み合わせたプログラムを展開します。
- 子供たちが複数のオリンピック・パラリンピック参加国・地域について学習・体験する機会をつくり、異文化を理解し、自他を認め合う心を育成します。
- 子供たちのボランティア活動への参加意欲を醸成し、実際の活動を通して、社会貢献や他者を思いやる心の大切さを理解させるとともに自己肯定感を高めます。
- 中・高校生の主体的なボランティア活動を促進する取組を導入するとともに、都立高校においては、子供たちのボランティア活動の単位認定を推進します。
- 全ての学校において、オリンピック・パラリンピック教育の基となる語学力の向上や体力向上、健康づくりの取組を推進します。
- 障害者スポーツの体験やパラリンピアンとの交流等を通じ、障害者理解を促進します。
- 障害者スポーツの普及・啓発を図るため、関係機関と協力し、特別支援学校の体育施設の活用を促進します。

重要事項Ⅷ 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

方針1 教員の指導力の向上を図る取組を推進します

- 子供たちに新たな時代に対応できる力を育むために、教員の資質・能力の向上を図る取組を推進します。

方針2 教職員と専門家の連携・分担により学校の教育力を向上させます

- 複雑化・多様化する教育課題に対応できるよう、様々な専門性を持った人材と連携・協働し、教職員が一体となって個々の子供の状況に応じた教育を実現します。

方針3 学校と家庭、地域との連携・協働による教育を推進します

- 道徳教育や持続可能な社会づくりに向けた教育等において、学校と家庭、地域が連携・協働し、社会全体で取り組む体制づくりを進めるとともに、地域の人たちの学校運営に対する意見を伝える場の確保など、地域が主体的に学校経営に参画する「地域とともにある学校」を推進します。

方針4 教育活動を効果的にマネジメントするために学校組織を強化・充実します

- 多様な専門人材や地域人材などと教職員が連携・協働して教育活動を進めるため、それぞれの教職員の役割の明確化と意識の向上を図るとともに、校長、副校長や主幹教諭等が学校運営に必要となるマネジメント力を発揮できるよう、学校組織運営を強化・充実させます。

方針5 子供の安全・安心の確保と地域の拠点としての学校の施設・設備を充実します

- 子供の安全・安心を確保するとともに、災害発生時等に地域の拠点としての機能を十分に果たせるよう、学校の施設・設備を充実します。

平成28年12月22日

東京都教育施策大綱骨子に対するパブリックコメントの結果について

◇意見募集の結果の概要

(1)募集期間

平成28年11月8日(火)から同月30日(水)まで

(2)提出方法

電子メール、ファクシミリ又は郵送

(3)意見の総数等

合計 167件 83人

(4)内訳

ア 項目と件数

項 目	件 数
第 1 章	
1 誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会の実現	12
2 グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間	
3 共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間	
第 2 章	
1 重要事項の意義	25
2 重要事項の今日的状況	
第 3 章	
重要事項Ⅰ 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現	33
重要事項Ⅱ 新しい価値を創造する力を育む教育の推進	9
重要事項Ⅲ 世界で活躍できる人材の育成	10
重要事項Ⅳ 社会的自立に必要な力を育む教育の推進	21
重要事項Ⅴ 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実	19
重要事項Ⅵ 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現	3
重要事項Ⅶ オリンピック・パラリンピック教育の推進	7
重要事項Ⅷ 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化	15
そ の 他	
その他	13
合 計	167

イ 属性と人数

属 性	人 数
ア 児童・生徒	0
イ 学生	0
ウ 保護者	7
エ 学校関係者	40
オ その他(個人・団体)	36
合 計	83

「東京都教育施策大綱骨子」意見募集に関する主な意見

No	章・事項	分野	主な意見	意見に対する見解	
1	第1章	東京の将来像と 目指すべき子供たちの姿	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会づくりのための教育は、次期学習指導要領にも重要性がうたわれていること、世界中がその重要性を認識していることを踏まえ、教育を通じて子供に育む資質・能力を、第2章や第3章だけでなく第1章の「目指すべき子供たちの姿」にも加えるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会づくりのための教育は、将来を担う人材を育成する上で重要と考えています。このため、第1章2（3ページ）の将来像にも「持続可能な社会づくりに向けた態度・能力を育成する」を記載しました。 	
2			<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上のための土台は子供たち自身の自己肯定感であり、第2章や第3章だけでなく第1章にも位置付けて、全ての大人が子供の自己肯定感を育むような声掛け等に取り組んでいただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちの自己肯定感を育むことは、これからの共生社会を生きていく上で必要と考えています。このため、第1章3（3ページ）に「自分の良さを肯定的に認める感情である自己肯定感を高める」を記載しました。 	
3			<ul style="list-style-type: none"> ・人と関わる体験、役に立つ喜びなどの経験は重要であり、学級活動や学校行事などの「特別活動」の役割や意義を第1章に明記して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育活動の中で「特別活動」は重要な役割を果たしています。こうした認識の下、今後も、本大綱に基づき、適切に対応していきます。 	
4	第2章	新しい価値を創造する 力を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・これからの社会を生き抜くためには、社会の変化に対して受動的に追認して適応するのではなく、変化の方向性を自ら考え実現していく主体性が需要であり、そのためには問題点を発見していく批判精神が必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章2（2）（6ページ）に「創造力・論理的思考力や物事の真理や意味等を追究する探究力を育成することが重要」と記載しており、御意見の趣旨を含んでいます。本大綱に基づき、適切に対応していきます。 	
5	第3章	重要事項 I	給付型奨学金制度の 創設	<ul style="list-style-type: none"> ・これから成長する子供たちが、家庭の経済状況によって希望する進路を目指すことができないというのはつらいので、給付型奨学金を是非創設してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章重要事項I方針1（10ページ）で「給付型奨学金の創設」の方針を示しています。本大綱に基づき、適切に対応していきます。
6			一人一人に応じた きめ細かな教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育格差の原因には家庭の経済状況による情報格差が存在していることから、ICTは、学習の管理や分析に使用されるだけではなく、子供や家庭に向けた教育に関する情報提供の手段としても活用するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの特性を生かした子供や家庭への情報提供は、子供たちに対するきめ細かな教育を推進する上で重要と考えています。今後、ICT機器の効果的な活用方法の検証などに取り組んでいきます。
7		重要事項 II	文・理の境を越えた 総合的な価値創造力を 鍛える教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「主体的・対話的で文・理の境を越えた深い学び」について、「主体的・対話的」との表現だけでは現場に伝わりづらい。具体的に丁寧な説明が必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都教育施策大綱について各区市町村教育委員会や都立学校に対して、適切に説明を行い、周知を徹底していきます。
8			理数教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・理科好きの子供たちを増やすには、実験や観察、野外学習の機会を増やすことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理科に対する興味や関心を高めるためには、実験等を充実することが必要と考えています。第3章重要事項II方針2（11ページ）に「観察、実験等を重視した理科教育を充実します」を記載しました。

No	章・事項	分野	主な意見	意見に対する見解
9	重要事項 Ⅲ	国際感覚を醸成する 取組の推進	・本取組を推進するためには、相手の考えを尊重する態度や自分の考えを的確に伝えられるといったコミュニケーション能力が必要であり、それを明記するべきではないか。	・第3章重要事項Ⅲ方針3（12ページ）に「自分の考えを的確に伝えられるコミュニケーション能力を育成する取組」を記載しました。
10		「生きた英語」を学ぶ 環境の充実	・「英語又は英語以外の外国語で情報や自分の考えを表現し、伝える言語活動の充実」を追記してほしい。	・第3章重要事項Ⅲの「世界で活躍できる人材の育成」（12ページ）で、英語による言語活動等を充実する趣旨を含んでいます。本大綱に基づき、適切に対応していきます。
11		世界で活躍できる 人材の育成	・国際感覚を醸成するためには、語学力だけではなく、様々な知識、自分と異なる価値観を受容する寛容さ、好奇心、創造力も必要である。	・第3章重要事項Ⅲ方針3（12ページ）の子供たちの国際感覚を醸成する取組では、「相手の考えを尊重する態度」や「異文化理解の促進」などを記載しています。また、同章重要事項Ⅱ（11ページ）では、「創造する力の育成の推進」を記載しています。本大綱に基づき、適切に対応していきます。
12	重要事項 Ⅳ	日本人としての 規範意識の醸成	・「日本人として規範意識」とあるが、他の国民には当てはまらない独特の規範意識のことなのか。「日本人として」という文言は必要なのか。	・日本には礼節を重んじ、お互いを助け合うという国民性や美徳があり、海外からも高く評価されています。このよき日本の伝統を、家庭や地域と連携しながら子供たちにしっかりと引き継いでいくことは重要と考えています。
13		道徳教育の推進	・日本には、相手の気持ちをくみ取ろうとするなどの伝統・文化がある。こうした日本の伝統・文化の美しさは日本の強みであり、生活の基礎としての道徳教育を徹底してほしい。	・第3章重要事項Ⅳ方針2（13ページ）では、他者を思いやる心や日本人としての規範意識の醸成のため、道徳教育を推進することとしています。本大綱に基づき、適切に対応していきます。
14		体を鍛え健康に生活する力 を培う教育の推進	・「早寝、早起き、朝御飯」等の推奨運動の継続が重要であり、家庭における基本的な生活習慣の確立を目指すことも明記してほしい。	・第3章重要事項Ⅳ方針5（13ページ）では、生涯にわたり健康を保持増進することを記載しています。本大綱に基づき、適切に対応していきます。
15	重要事項 Ⅴ	悩みや課題を抱える子供 に対するサポートの充実	・学校と密接な連携が求められている児童相談所、子育て支援機関等について具体的に明記してほしい。	・第3章重要事項Ⅴ（14ページ）及び重要事項Ⅵ（15ページ）では、福祉・医療・労働の関係機関との連携を記載しています。本大綱に基づき、適切に対応していきます。
16	重要事項 Ⅵ	障害のある子供たちの 多様なニーズに応える 教育の実現	・特別支援教育の推進として、「小・中学校」における取組の方針についても明記すべきと考える。	・第3章重要事項Ⅵ方針1（15ページ）に「全ての小・中学校に」を記載しました。
17	重要事項 Ⅷ	子供たちの学びを支える 教師力・学校力の強化	・東京都教育施策大綱の推進には人的環境の整備も不可欠であり、教職員等の人数の改善も明記してほしい。	・第3章重要事項Ⅷ（17ページ）において教師力・学校力を強化することで、子供たちを支える教育環境の充実を図ることが大事と考えています。
18		学校施設・設備の充実	・日常的に子供たちが安全・安心に学ぶ環境を確保するため、都立高校の老朽化を改善することが望まれる。	・第3章重要事項Ⅷ方針5（17ページ）で、御意見の趣旨を含んでいます。本大綱に基づき、適切に対応していきます。
19	その他	高等学校の定時制 課程について	・多様な生徒の学びを支えるセーフティネットである夜間定時制課程を存続し、充実してほしい。	・昼間の時間帯に通学できない勤労青少年が減少する一方、多様なライフスタイルを持つ生徒や不登校等の経験がある生徒の受入れも必要となっています。このため、東京都では、昼夜間定時制高校やチャレンジスクールなど新たなタイプの都立高校の設置を進めてきました。今後も、適切にニーズを把握しながら定時制課程の改善に取り組んでいきます。